

山陽小野田市農業委員会

第27回

総会議事録

1. 開催日時 令和4年9月13日午後1時30分から午後2時20分

2. 開催場所 山陽小野田市保健センター2階 集団指導室

3. 出席委員

会	長	1	田尾	光一
会長職務代理者		9	山本	シゲ子
委	員	2	相本	まゆみ
		3	中原	義治
		4	藤井	豊
		6	田中	覺
		7	緒方	始
		8	辻村	勝好
		10	佐々木	勇藏
		11	五十嵐	奨
		12	村上	雅彦
		13	二井	一夫
		14	國吉	彰

4. 欠席委員 5 森田 祐三

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第120号 農地法第3条 権利の移動

議案第121号 農地法第4条 転用

議案第122号 農地法第5条 転用を目的とする権利移動

報告第59号 農地法第4第1項ただし書きの規定による通知について

報告第60号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第123号 農用地利用集積計画について

議案第124号 農地法第3条(施行規則第17条第2項該当)に規定する別段の面積の指定申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 幡 生 隆太郎

事務局次長 銭 谷 憲 典

事務局職員 伊 藤 敦

7. 議会の概要

議長	<p>定刻になりましたので、只今より第 27 回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>(起立、礼、着席)</p> <p>本日の欠席委員は森田委員です。</p> <p>それでは議事日程のとおり進めてまいりたいと思います。</p> <p>本日の議事録署名委員は 2 番相本委員と 3 番中原委員にお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第 120 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
局長	<p>今月の農地法第 3 条の許可申請は 2 件です。</p> <p>議案第 120 号番号 82 について議案書をもとに説明いたします。</p> <p>2 ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、山陽総合事務所から南へ約 1.3 k m に位置する第 1 種農地です。申請内容は 1 ページの番号 82 のとおりです。公図は 3 ページをご覧ください。</p> <p>本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。</p>
議長 1 2 番	<p>次に現地調査報告をお願いします。</p> <p>現地の報告をさせていただきます。</p> <p>現地の位置につきましては事務局から説明がありましたので省略させていただきます。</p> <p>9 月 5 日に事務局 2 名と田中委員、私の 4 名で現地の確認をさせていただきました。</p> <p>周辺の状況は、東側が宅地と保全管理された田で、南側に赤字道、西側に水路、北側には譲渡される方の田があります。</p> <p>申請地は耕作中の田です。</p> <p>譲渡人は今まで耕作をしてもらっていた譲受人に譲渡します。</p> <p>譲受人は 50a を耕作中で、農業機械も揃っていることから、耕作にあたり、問題ないと思います。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>何か質問はありませんか。</p> <p>無いようでしたらこれより採決に入ります。</p>

議案第 120 号番号 82 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 83 について事務局の説明を求めます。

局長

議案第 120 号番号 83 について議案書をもとに説明いたします。

4 ページをご覧ください。

申請地は、埴生支所から西へ約 1.9 k m に位置する農用地区域内農地です。申請内容は 1 ページの番号 83 のとおりです。公図は 5 ページをご覧ください。

本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

1 2 番

現地の報告をさせていただきます。

場所は埴生干拓の中になります。

現状は、草刈り等の管理がされていました。

隣の土地を耕作している譲受人に譲渡するとのことです。

譲受人は 60a を耕作しており、経営規模を拡大するために取得します。

以上で報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 120 号番号 83 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に議案第 121 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局長

今月の農地法第 4 条の許可申請は 2 件ですが、申請人及び申請目的が同一で、申請地も同一の地区ですので、一括して説明します。

議案第 121 号番号 11 及び 12 について議案書をもとに説明いたします。

7 ページをご覧ください。

申請地は、総合事務所から南西へ約 0.4 k m 乃至約 0.6 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は、6 ページの番号 11 及び 12 のとおりです。公図は 8 ページ及び 14 ページ、土地利用図は 9 ページ乃至 12 ページ及び 15 ページ乃至 20 ページをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられ

ます。

議長
1 2 番

次に現地調査報告をお願いします。

現地の報告をさせていただきます。

始めに番号 1 1 から説明を行います。

場所は厚狭駅南の桜地区です。

周辺の状況は、東側と北側が宅地、南側は道路、西側は畑となっていました。

現在は果樹栽培中でした。

雨水処理に関しては道路側溝へ排水し、汚水は公共下水に接続します。

埋立てに関しては現状のまま、整地のみ行うとのことです。

境界に関しては既設構造物で確認しています。

続いて番号 1 2 について説明します。

周辺の状況は、西側に畑、南側と西側は道路、北側には申請者の宅地があります。

現状、作物はありませんでしたが、保全管理されている状態でした。

雨水処理、汚水処理及び埋立に関しては番号 1 1 と同様です。

境界についても、同様に既設構造物で確認しています。

以上の事から特に問題ないと思います。

報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたら私から質問させていただきます。

4 条の番号 11 は議案書には面積が 489 m²とありますが、この数字はどこから出てきたのですか。図面にはその数字は見当たりません。

局長

議案書の図面の誤りです。正しくは 1-109 が 169 m²で、1-110 が 320 m²となります。

議長

建蔽率等の計算は 489 m²で行っていますか。

局長

そうです。

議長

わかりました。

他になければ、これより採決に入ります。議案第 121 号番号 11 及び 12 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に議案第 122 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局長

今月の農地法第 5 条の許可申請は 5 件です。

議案第 122 号番号 135 について議案書をもとに説明いたします。

23 ページをご覧ください。

申請地は、南支所から南東へ約 1.4 km に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は、21 ページの番号 135 のとおりです。公図は 24 ページ、土地利用図は 25 ページ及び 26 ページをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

6 番 次に現地調査報告をお願いします。

現地の報告を行います。

番号 135 については、周辺に荒廃地が目立ちます。

隣接地には依然太陽光発電目的の転用で申請が出た土地があります。

草刈と整地を行い、太陽光発電事業を行うようです。

設置にあたり周囲に影響はないものと思われま

す。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 122 号番号 135 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 136 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 122 号番号 136 について議案書をもとに説明いたします。

27 ページをご覧ください。申請地は、南支所から南へ約 1.6 km に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は、21 ページの番号 136 のとおりです。公図は 28 ページ、土地利用図は 29 ページ及び 30 ページをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

6 番 現地の報告を行います。

周囲との高低差が 2~3m 程ありますが、埋立は行わず整地して利用することです。恐らく埋立を行うと水路に土砂が流れ込んでしまうため、埋立を行わないようにしたのだと思います。

周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。

以上です。

議長 何か質問はありませんか。

8 番 この譲受人、設置業者の方は、太陽光を設置した後の管理は自分たちがするのですか。それとも第三者に委託するのですか。

局長 設置後の管理については把握していません。

8 番 私の家の近所で、パネルが隠れてしまうほど草が生い茂ったところがあります。しかしながら、第三者に渡ってしまっているため草刈りなどの管理もしてくれないところが散見されます。

議長 防草シート等の対策はするのですか。

局長 現在手元に資料がないので場所の特定はできませんが、当該譲受人が防草シートを施工して事業を行っている例はあります。太陽光発電を行うための手続きを経済産業省にする際にガイドラインというものがありまして、その中には太陽光発電施設の周辺環境への影響を考慮した適正な管理というものがうたわれておりますが、あくまでもガイドライン上での話なので、規制をかけるものではありません。今、国においては環境庁、農林水産省、国土交通省、経済産業省で横断的に検討会が為されております。7月にその検討会の答申が出されました。その中でも、農業委員会に係るような太陽光発電施設の管理については残念ながら何も触れられていませんでした。県の常設審議委員会の中でも何とかしなければならぬのではないかということが度々言われておりますが、前進的な回答は得られていないというのが現状です。そのため、現状のまま取り扱うしかないということになります。

議長 わかりました。他に何か質問はありませんか。
(挙手あり)
中原委員どうぞ。

3 番 工事期間が書いてあると思うんですが、この期間内に終わるのですか。

局長 一応期間内には設置される予定です。

3 番 わかりました。

議長 他に何か質問はありませんか。
(質問無し)
無いようでしたらこれより採決に入ります。
議案第 122 号番号 136 に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に番号 137 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 122 号番号 137 について議案書をもとに説明いたします。
31 ページをご覧ください。
申請地は、南支所から南へ約 1.7 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は、21 ページの番号 137 のとおりです。公図は 32 ページ、土地利用図は 33 ページ及び 34 ページをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

6 番

申請地は田んぼに囲まれた細い土地です。

周辺はほとんど耕作されておらず、雑草が繁茂した状況でした。

前途のような状態のため、周辺農地への影響はないものと思われます。

以上で報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 122 号番号 137 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 138 について事務局の説明を求めます。

局長

議案第 122 号番号 138 について議案書をもとに説明いたします。

35 ページをご覧ください。

申請地は、南支所から南へ約 2.0 km に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は、21 ページの番号 138 のとおりです。公図は 36 ページ、土地利用図は 37 ページ及び 38 ページをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

6 番

現地の報告を行います。

議案書の図面にある通り周辺は住宅地となっています。

現地の状態ですが、農地性はほとんどありませんでした。

なお、西側に灌木がありますので、日当たりが少し悪いのではないかとも思いましたが、その他特に問題となることはありませんでした。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 122 号番号 138 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 139 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 122 号番号 139 について議案書をもとに説明いたします。
39 ページをご覧ください。
申請地は、南支所から南へ約 2.1 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。
申請内容は、22 ページの番号 139 のとおりです。公図は 40 ページ、土地利用図は 41 ページ及び 42 ページをご覧ください。
本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。
現地の報告を行います。
現地は荒廃しており、周囲も荒廃した農地に囲まれていました。南側は山林化しています。
周辺農地への影響もありません。以上です。

議長 何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 122 号番号 139 に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に報告第 59 号「農地法第 4 条第 1 項ただし書きの規定による届出について」事務局の説明を求めます。

局長 今月の農地法第 4 条第 1 項ただし書きの規定による届出は 2 件です。
番号 11 について議案書をもとに説明いたします。
44 ページをご覧ください。
届出地は、総合事務所から北東へ約 0.5 k m、第 3 種農地です。届出内容は、43 ページ番号 11 のとおりです。公図は 45 ページ、土地利用図等は 46 ページをご覧ください。

議長 1 2 番 次に現地調査報告をお願いします。
現地の報告をさせていただきます。
周辺は東側が宅地、南側が管理された土地、西側と北側は道路でした。
申請地は作物を植えていませんが、きちんと保全管理されていました。現状は農機具や軽トラが置いてあり、盛土等はしないとのこと。境界に関しては既設構造物で確認しています。
以上の事から特に問題ないと思います。

議長 何か質問はありませんか。
無いようでしたら原案どおり処理いたします。
次に番号 12 について事務局の説明を求めます。

局長 報告第 59 号番号 12 について議案書をもとに説明いたします。
47 ページをご覧ください。
届出地は、埴生支所から西へ約 1.6 k m、農用地区域内農地です。届出内容は、43 ページ番号 12 のとおりです。公図は 48 ページ、土地利用図等は 49 ページから 51 ページまでをご覧ください。

議長 次に現地調査報告をお願いします。
現地の報告をさせていただきます。
場所は埴生干拓です。周辺は全て管理されています。この申請地は、ハウスが建っており、その一部となります。
以上で報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

10 番 申請地南側の土地の状況はどうなっていますか。

12 番 何も作っていませんでしたが、保全管理中です。

10 番 分かりました。

議長 かなり広い土地ですが建ぺい率は関係ないのですか。

局長 建ぺい率が関わってくるのは、あくまで自己用住宅だけですので、倉庫や作業場に関しては適用されません。

議長 わかりました。ではもう一つ質問ですが、48 ページと 49 ページの図面が同じものだと思うのですがなぜですか。

局長 これは公図に書き込んで土地利用図として利用したためです。

議長 わかりました。

6 番 よろしいですか。

議長 どうぞ。

6 番 農地に農業用施設を置くのに届出はいるのですか。

局長 200 m²未満の農業用施設であれば、届出で認められます。それ以上は通常の農地法第 4 条または第 5 条の手続きが必要で、許可対象となります。

6 番 この周囲にはハウスがかなりの数建っていますが、中には農機具置場となっているものもあります。それはどうなるのですか。

局長 ハウスでも基礎工事を行い、本設するのであれば農地法の許可が必要になります。しかしながら、耕作の用に供するものであれば許可は必要ありません。

6 番 わかりました。

議長 他に無いようでしたら原案どおり処理いたします。
次に報告第 60 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明を求めます。

局長 52 ページをご覧ください。

今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による通知は番号 35 から 38 までの 4 件で、現契約を合意により解約するものです。ご審議の程お願いします。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたら報告第 60 号は原案どおり処理いたします。

次に、議案第 123 号「農用地利用集積計画」について、事務局の説明を求めます。

局長 議案第 123 号農用地利用集積計画について議案書をもとに説明します。54 ページ及び 55 ページをご覧ください。

今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく農用地利用集積計画は、整理番号 62 番から 64 番までの 3 件、3 筆、合わせて 6,093 m²でございます。

ご審議の程お願いします。

議長 質問はありませんか。

無いようでしたら採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により、議案第 123 号は原案どおり決定することとします。

次に議案第 124 号「農地法第 3 条(施行規則第 17 条第 2 項該当)に規定する別段の面積の指定申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。

局長 56 ページを御覧ください。

議案第 124 号「農地法第 3 条(施行規則第 17 条第 2 項該当)に規定する別段の面積の指定申請について」議案書をもとに説明します。

申請地は、市役所から北へ約 2.3 km に位置する第 2 種農地です。

申請内容は、56 ページの番号 2 のとおりです。公図は 58 ページをご覧ください。

本件は、山陽小野田市大字千崎字吉信 299 番 2 の空き家を空き家バンクに登録したことに伴う別段面積の特例措置です。

ご審議の程お願いします。

議長 質問はありませんか。

無いようでしたら採決に入ります。議案第 124 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することとします。

以上で本日の議案及び報告の審査はすべて終了しました。

局長 次回の現地調査は、10 月 5 日(水)9 時から、二井委員、山本会長職務代理者でお願いします。

議長

第 28 回総会は、10 月 13 日(木)13 時 30 分からで、会場は保健センター集
団指導室です。

以上をもちまして第 27 回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。

(起立、礼) お疲れ様でした。

午後 2 時 2 0 分 閉会

山陽小野田市農業委員会

会 長

議事録署名委員

番委員

議事録署名委員

番委員
